

令和7年度 岡山県立津山東高等学校 部活動に係る活動方針

1 部活動の目標

- (1) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成を目指すものである。
- (2) 部活動は、学校教育の一環として、各部責任者（部顧問）の指導の下、教育課程との関連を図りながら行われるものである。
- (3) 部活動は、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等との連携など、運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。
- (4) 部活動は、生徒が自ら目標や課題を設定し、解決へ向けて仲間と共に考え、判断し、実践するといった自立した活動になることや、限られた活動時間で、工夫して練習に取り組むことができる資質・能力の育成を図ることなどを通して、主体的・対話的で深い学びができるようにするものとする。
- (5) 運動部においては、生徒の豊かなスポーツライフを実現するために、知・徳・体のバランスのとれた健全な成長につながる活動とする。また科学的トレーニングの積極的な導入等により、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるようにするものとする。

2 本年度の部活動

(1) 本年度の部活動・同好会

(運動部) 陸上競技部 バレーボール部 ソフトテニス部 バスケットボール部 剣道部
ソフトボール部(女) バドミントン部 サッカー部(男) 硬式野球部(男) 卓球部
(文化部) 演劇部 美術部 報道部 書道部 吹奏楽部
(その他の部) 地域活動部
(運動系同好会) 新体操同好会(女) 柔道同好会
(文化系同好会) 社会問題研究同好会 調理研究同好会 英語同好会 軽音楽同好会
(専攻科同好会) コミュニケーション同好会 美術同好会 音楽同好会 スポーツ同好会
生活同好会

(2) 活動時間

- ① 平日は、下校時刻は17:00とするが、顧問の監督の下で活動する場合は、18:30を最終下校時刻とする。休日は、年間を通じて17:00を最終下校時刻とする。
 - ② 1日の活動時間は原則2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。競技特性等により1日の活動時間が原則を超える場合は、長くとも平日では3時間程度、休業日は4時間程度を上限とする。その際、週当たりの活動時間の上限は、16時間程度とする。
- 活動時間とは、実際の活動をしている時間を意味しており（会場への移動・準備・片付け・ミ

ーティング・複数校で実施する練習試合の試合間の休憩、見学等は含まない)、活動の効果が期待される活動のことである。

また朝練習については、1日の活動時間に含み、放課後の練習時間が十分に取れない場合等に、学校生活や家庭生活等へ十分配慮した上で行うこと。

また休業日4時間程度の上限については、練習試合等の場合はその限りではなく、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して活動することとする。

(3) 休養日

①学期中の休養日は、原則週当たり2日以上 of 休養日を設ける。この場合、平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とするよう努めることとする。週末に大会参加等で活動した場合は休養日を他の日に振り替える。ただし、公式大会前2週間程度の期間に限り週1日以上 of 休養日でも良いこととする。この場合も、週末のいずれかを休養日に当てるよう努めることとする。

②長期休業中の休養日は、学期中に準じた扱いとする。ただし生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期 of 休養期間を設けることとする。

(4) 活動場所

校内の施設を使った活動を基本とするが、必要に応じて部顧問の指導のもと校外施設等を利用して活動することを認めることとする。

(5) 大会参加、県外遠征等

①高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、高等学校文化連盟、高等学校吹奏楽連盟等が定める大会等へ、生徒や部顧問 of 過度な負担とならないことを考慮して参加することとする。

②上記①にある連盟等以外の各種競技団体が主催する大会等への参加も認めることとする(国体や競技連盟・競技協会等が主催する大会・コンクール等)。県外遠征等を計画する場合は、練習試合許可届を提出し、校長が生徒 of 教育上の意義や、生徒や部顧問 of 負担が過度とならないことを考慮した上で許可する。

(6) その他

①定期考査1週間前(土日を含む)は、部活動を行わないこととする。ただし考査終了直後2週間程度 of 期間に公式大会がある場合は、1時間程度 of 練習ができることとする。

②合宿は長期休業中に行うことを原則とする。期間は4泊5日以内とし、年間15日を超えないものとする。活動は1日の活動時間を考慮し、過度な活動とならないように配慮して実施する。

3. 部活動 of 安全管理と事故防止

(1) 活動場所における施設・設備 of 点検、活動における安全対策、気象急変時の安全確保、適切な生徒引率などを徹底するとともに、生徒が自ら身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行うこととする。

(2) 落雷事故 of 防止について

①雷鳴が聞こえたときには、すぐ計画 of 変更・中止など適切な措置をとることとする。また雷鳴が聞こえなくなってもすぐには活動をせず20分から30分くらいは安全な場所で待機するなど適切に対応することとする。

- ②生徒自ら身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行う。
- ③天気予報を確認する場合には、気象庁ホームページ「雷ナウキャスト」を活用するなど、効果的な情報収集に努める。

(3) 夏季の部活動における熱中症事故防止について

- ①生徒一人一人の状況等により活動内容を適切に判断する。
- ②こまめな水分・塩分補給や休憩の取得、活動前後・活動中の健康観察を実施する。
- ③熱中症予防運動指針については以下の目安に沿い実施することとする。

日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2025.6月)より抜粋
気温 35℃以上またはWBGT (暑さ指数) 31℃以上 運動は原則中止

・・・特別の場合以外は運動を中止する。

気温 31～35℃またはWBGT (暑さ指数) 28～31℃ 厳重警戒 (激しい運動は中止)

・・・熱中症の危険が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。

気温 28～31℃またはWBGT (暑さ指数) 25～28℃ 警戒 (積極的に休息)

・・・熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。

気温 24～28℃またはWBGT (暑さ指数) 21～25℃ 注意 (積極的に水分補給)

・・・熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

気温 24℃以下またはWBGT (暑さ指数) 21℃以下 ほぼ安全 (適宜水分補給)

・・・通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。

* 気温またはWBGT (暑さ指数) のどちらかの値が基準値を超えた場合に上記内容を適用する。気温は気象協会等が発表しているものか、各部へ配布している測定器を使用して確認する。WBGT (暑さ指数) の計測は各部へ配布している測定器を使用し確認する。WBGT (暑さ指数) は気温・湿度・輻射熱 (日射)・気流により変化するので実際に活動している場所の計測を行うこと。

* 気温 35℃またはWBGT (暑さ指数) 31℃を上回った場合は運動を中止し管理職へ報告する。

- ④生徒自ら身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行うこととする。

4. その他

(1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組

顧問は、生徒の成長をサポートするために、やる気を引き出すようなコーチングに努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等の無い指導を徹底する。このことについては4月の部顧問会議において校内研修を実施する。

(2) 部活動顧問会議について

部活動顧問会議を開き、部活動に係る活動方針を確認するとともに、事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内研修を行う。

(3) 部費の取り扱いについて

保護者より部費を徴収する際は、通帳による管理を徹底する。原則部員編成の変わる時期（3年生引退時、3月末等）に、保護者に対し決算報告を文書により行うこととする。

また遠征費等について、遠征ごとに徴収・清算する場合は、通帳管理の必要はないが、その都度保護者報告は行うこととする。

(4) 年間計画・活動計画・活動実績・部活動日誌

①年間計画は、年度初めに校長へ提出する。校長は活動内容を把握し、適宜指導・是正を行う。

②毎月の活動計画は、前月末に校長へ提出する。校長は活動内容を把握し、適宜指導・是正を行う。

③毎月の活動実績は、月末に校長へ提出する。校長は活動内容を把握し、適宜指導・是正を行う。

④部活動日誌については、生徒の主体的な活動を促すためにも、つけることが望ましい。

(5) この部活動に係る活動方針は、第2回職員会議において教職員に確認をする。

(6) この部活動に係る活動方針は、本校ホームページに載せることにより保護者に公表する。